

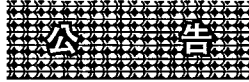
市町村が、家庭の教育力の充実を支援するために行う次の事業
1 父親の家庭教育への参加促進を図る事業
2 子育て支援ネットワークの充実

を

市町村が、家庭の教育力の充実を支援するために行う子育て支援ネットワークの充実を図る事業

に改める。

文化財・生涯学習課



公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。
平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
住民基本台帳ネットワークシステムに係る県ネットワークの監視及び保守
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県総務部市町村課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
(1) 名称 財団法人 地方自治情報センター
(2) 所在地 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
170,848,625円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

市町村課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成15年5月15日

長野県立こども病院長 石曾根 新 八

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品及び数量
全身用エックス線コンピュータ断層撮影装置 一式
 - (2) 物品等の特質
仕様書による。
 - (3) 納入期限
平成15年8月25日
 - (4) 納入場所
長野県立こども病院
 - (5) 入札方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、

入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付されている者であること。
 - (3) 平成15年6月2日から同年6月24日までの間において、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
 - (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札手続等
 - (1) 担当する所の名称及び所在地
ア 場所 郵便番号 399-8288
南安曇郡豊科町大字豊科3100
長野県立こども病院 事務局
イ 電話 0263(73)6700 内線 3014
 - (2) 入札説明書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成15年5月15日から同年5月23日までの日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで
イ 交付場所
(1)の場所
 - (3) 一般競争入札参加資格確認申請書及び同添付書類等(以下「確認申請書等」という。)の受付期間、受付場所及び提出方法
ア 受付期間
平成15年6月2日及び同年6月3日の午前9時から午後5時まで
イ 受付場所
(1)の場所
ウ 提出方法

持参の上、1部提出すること。

(4) 入札説明会

実施しない。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 平成15年6月24日 午後1時30分
イ 場所 長野県立子ども病院 北棟2階会議室

(6) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

- ア 日時 平成15年6月23日 午後5時(必着)
イ 場所 (1)の場所

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。

(3) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(4) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 一般競争入札参加資格の格付を受けていない者の参加

2の(2)に掲げる一般競争入札参加資格の格付を受けていない者であっても、3の(3)の確認申請書等を提出できるが、入札に参加するためには、入札の日までに当該参加資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

6 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Whole body X-ray computer tomography
System 1 set

- (2) Delivery date:

August 25, 2003

- (3) Delivery place:

Nagano Prefectural Children's hospital

- (4) Contact place for information about the tender; description / conditions / and other inquires:

General affairs section, Nagano Prefectural

Children's hospital

3100 Oaza-Toyoshina Toyoshina Town

Minamiazumi County Nagano Prefecture

Zip Code 399-8288

TEL : 0263 (73) 6700 Extension 3014

- (5) Time and Place for the tender:

Time: 1:30 p.m. June 24, 2003

Place: The second floor Meeting room of
north building, Nagano Prefectural Children's
hospital

- (6) Time limit of tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m. June 23, 2003

Place: General affairs section, Nagano Prefectural
Children's hospital

3100 Oaza-Toyoshina Toyoshina Town

Minamiazumi County Nagano Prefecture

Zip Code 399-8288

医務課県立病院室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日

平成15年4月30日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ノア

- 3 代表者の氏名

勝俣啓子

- 4 主たる事務所の所在地

小諸市大字加増字中原851番地20

- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自立して生活できる社会の実現を図るため、障害者の自立生活に関する事業や、障害者・高齢者が暮らしやすいまちづくりに関する事業を行い、一人一人があたりまえに個を尊重され、あたりまえに生活できる豊かな地域社会の創造に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日

平成15年5月6日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ゆうは会

3 代表者の氏名

笠井 博

4 主たる事務所の所在地

長野市大字安茂里小路1466番地

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対し、健康で快適に暮らしていくために必要な居宅福祉サービス及び生活支援に関する事業を行うことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ 丸子店

小県郡丸子町大字上丸子字せうぶ沢1023ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)マツヤ

長野市大字三輪荒屋1180-1

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前10時 (年間90日 午前9時)	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後10時

4 変更年月日

平成15年5月5日

5 届出年月日

平成15年4月25日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県上小地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年5月15日から平成15年9月16日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工課

産業振興課

公告

北安曇郡美麻村による梨の沢地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年5月15日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年5月16日から6月12日まで

3 縦覧の場所

北安曇郡美麻村役場

土地改良課

公告

北安曇郡松川村による東細野地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成15年5月15日

長野県北安曇地方事務所長 宮坂正巳

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年5月16日から6月12日まで

3 縦覧の場所

北安曇郡松川村役場

土地改良課

公告

平成15年5月2日、塩尻市塩尻東土地改良区の定款変更を認可しました。

平成15年5月15日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

公告

松本市神林土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年5月15日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

理事

新任

氏名	住所
堀内 秀泰	松本市大字神林675番地 1
上條 安森	松本市大字神林251番地 1
上原 賢次	松本市大字神林2431番地
石川 勝昭	松本市大字神林2177番地
田中 勉	松本市大字和田3717番地
村山 亘由	松本市大字今井3557番地

重任

氏名	住所
筒井 湧三	松本市大字神林696番地 2
藤牧 邦彦	松本市大字神林215番地
藤牧 安	松本市大字神林1866番地
上條 邦寿	松本市大字神林1529番地 1

退任

氏名	住所
塩原 定雄	松本市大字神林235番地
筒井 才二郎	松本市大字神林696番地 2
三村 悦夫	松本市大字神林2417番地
三村 基夫	松本市大字神林2438番地 1
赤羽 一成	松本市大字神林3724番地
田中 今朝人	松本市大字今井6686番地

監事

新任

氏名	住所
清水 寛一	松本市大字神林239番地
三村 靖	松本市大字神林2322番地
倉科 利忠	松本市大字神林3550番地

退任

氏名	住所
塩原 友男	松本市大字神林662番地
曾根原 尚	松本市大字神林2251番地 2
小松 八千雄	松本市大字神林4092番地 2

土地改良課

公告

南安曇郡拾ヶ堰土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年5月15日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢司

理事

新任

氏名	住所
曾根原 勝人	南安曇郡豊科町大字高家2893番地イ号 2
高木 邦嘉	南安曇郡豊科町大字高家3267番地
熊井 和正	南安曇郡豊科町大字豊科2857番地
曾山 尚起	南安曇郡堀金村大字烏川3915番地 1
等々力 寛	南安曇郡穂高町大字柏原1295番地

蓮井 寅次

南安曇郡穂高町大字穂高890番地

重任

氏名	住所
丸山 昇	南安曇郡豊科町大字豊科5435番地 6
西川 支朗	南安曇郡堀金村大字烏川2178番地 1
平林 勇	南安曇郡堀金村大字烏川3245番地 2
青柳 雅夫	南安曇郡堀金村大字烏川4743番地イ号 2
青柳 武彦	南安曇郡堀金村大字烏川4678番地 2
今村 芳治	南安曇郡穂高町大字柏原915番地 2
青柳 秀和	南安曇郡穂高町大字穂高6591番地
白澤 傳市	南安曇郡穂高町大字穂高6049番地
平川 清保	南安曇郡穂高町大字穂高6372番地 2

退任

氏名	住所
曾根原 嘉人	南安曇郡豊科町大字高家2878番地 2
三原 今朝雄	南安曇郡豊科町大字高家1938番地
熊井 直人	南安曇郡豊科町大字豊科3011番地
牛越 勇	南安曇郡堀金村大字烏川4597番地
等々力 隆雄	南安曇郡穂高町大字柏原1182番地
臼居 士朗	南安曇郡穂高町大字穂高1355番地

監事

新任

氏名	住所
丸山 哲男	南安曇郡豊科町大字豊科2269番地
高橋 和則	南安曇郡堀金村大字烏川5075番地
宮澤 末雄	南安曇郡穂高町大字柏原1156番地

退任

氏名	住所
中澤 裕和	南安曇郡豊科町大字豊科2173番地
小穴 吉男	南安曇郡堀金村大字烏川2587番地 1
飯島 隆雄	南安曇郡穂高町大字柏原851番地 1

土地改良課

公告

長野県下水内中部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成15年5月15日

長野県北信地方事務所長 松尾 仁雄

理事

新任

氏名	住所
北川 幸弘	飯山市大字旭5945番地
関 靖英	飯山市大字緑383番地イ号
佐藤 忠雄	飯山市大字照里2853番地
鈴木 善巳	飯山市大字常盤3711番地
小林 一彦	飯山市大字豊田4686番地 1号
米持 壯一郎	飯山市大字一山560番地

重任

氏名 住所
 清水 一 洋 飯山市大字旭2471番地
 小 笹 喜久夫 飯山市大字照里122番地
 丸 山 芳 夫 飯山市大字豊田5855番地

退任

氏名 住所
 島 津 幹 夫 飯山市大字緑1305番1号地
 石 田 正 飯山市大字豊田4701番地
 鈴 木 和 夫 飯山市大字常盤3599番地
 久保田 幸 男 飯山市大字一山487番地1

監事

新任
 氏名 住所
 鈴 木 和 夫 飯山市大字常盤3599番地
 金 崎 和 昭 飯山市大字豊田803番地

退任

氏名 住所
 高 柳 忠 雄 飯山市大字旭5713番地1
 村 上 孝 飯山市大字常郷1586番地

土地改良課

公告

平成15年度の長野県警察官採用試験（A）を次のとおり行います。

平成15年5月15日

長野県人事委員会委員長 湯 本 清

- 1 試験の対象となる職
長野県巡査の職
- 2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（A）	男 性	80人程度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女 性	5人程度	

3 受験資格

(1) 年齢等

試験区分	年 齢 等
男 性	昭和49年4月2日以降に生まれた男子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）
女 性	昭和49年4月2日以降に生まれた女子で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成16年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）

(2) この試験を受験できない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

4 試験の方法、日時、場所等

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	大学卒業程度の一般教養に係る知識及び知能についての択一式筆記試験

- （注）1 第2次試験で採点の対象となる論文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に論文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することはできません。
- 2 教養試験については、知識分野25題、知能分野25題の計50題を必須解答する方式です。
- 3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
教養試験	400点	160点（正答率4割）。ただし、平均点が160点に満たない試験区分にあっては、平均点。
合計	400点	

ウ 日時及び場所

(ア) 日時

平成15年7月13日(日) 午前8時30分

(イ) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

試験地	試験会場
長野市	東北信運転免許センター(長野市川中島町原704-2)
塩尻市	中南信運転免許センター(塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116)

エ 第1次試験合格者の発表

平成15年7月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp><http://www.avis.ne.jp/~police/>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
論文試験	一般的事項についての論文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

イ 配点及び合格基準

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
論文試験	850点	評定は10段階で行い、試験員3人のうち下位4段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いないこと。
性格検査		
体力検査	50点	22点。ただし、4点に達しない種目が2種目以上ないこと。
合計	900点	

ウ 日時及び場所

平成15年8月下旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

(3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

試験区分	合格基準
男性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が160センチメートル以上であること。 c 体重が47キログラム以上であること。 d 胸囲が78センチメートル以上であること。 e 色覚が正常であること。 f 関節等に職務遂行上の支障がないこと。
女性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上あること。 b 身長が155センチメートル以上であること。 c 体重が45キログラム以上であること。 d 色覚が正常であること。 e 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

(4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成15年9月中旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ <http://www.pref.nagano.jp>

<http://www.avis.ne.jp/~police/>

6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成16年4月1日の予定です。

なお、既卒者で平成15年10月の採用に応じられる者については、平成15年10月に採用する場合があります。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給は、193,800円（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5%）後の額）です。

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

8 受験手続

(1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官（A）請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

(2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は県内の警察署へ提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、簡易書留等確実な方法により送付してください。

(3) 受付期間

受付期間は、平成15年5月23日（金）から6月13日（金）までとし、郵送による申込みの場合は、6月13日までの消印のあるものに限り受け付けます。

(4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報		開示請求できる者
第1次試験	第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	試験区分男性の受験者のうち、長野県を志望した者及び試験区分女性の受験者
第2次試験等	1 第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 論文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数 (3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。ただし、第1次試験不合格者のうち、長野県以外の都県を併せて志望した者は、当該都県の最終合格発表日から1年間。

(3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

10 その他

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線2632）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4235）に問い合わせてください。

(別表)

教養試験出題分野一覧表

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野-社会科学 人文科学 自然科学 知能分野-文章理解(英語を含む。) 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局